好日苑 料金表 (4人部屋 1割負担)

R6. 4. 1 改定

介護度① 1日サービス費厚介護 1793円	第1段階				
<u>5介護 1</u> 793円	第 1 段 陷	第2段階	第3段階①	第 3 段階②	第 4 段階
	38,766円	53,026円	61,086円	83,096円	99,216円
要介護 2 843円	40,421円	54,681円	62,741円	84,751円	100,871円
908円	42,573円	56,833円	64,761円	86,903円	103,023円
961 円	44,328円	58,588円	66,648円	88,658円	104,778円
長介護 5 1,012円	46,017円	60,277円	68,337円	90,347円	106,467円
_		合で計算(対象者の			
3 食費 (1日)	300円	390円 370円	650円 370円	1,360円 370円	1,650円 600円
③ 居住費 (1日)② サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日)		370円	22円	370□	000円
③ 夜勤職員配置加算 (1日)			24円		
④ 在宅復帰·在宅療養支援機能加算(1日)			51円		
⑤ 介護職員処遇改善加算(I)	{ (1234) × 入所日数) +	対象者の方・	必要時の各加算	} × 3.9%
⑥ 介護職員等特定処遇改善加算(I)	{ (1234			必要時の各加算	} × 2.1%
⑦ 介護職員等ベースアップ等支援加	{ (1234			必要時の各加算	} × 0.8%
初期加算(Ⅰ)	对家有0. 60 円 / 日	ウ <mark>方・必要時の各加算</mark> 急性期医療を担う	医療機関の一般病棟への入降	院後30日以内に退院し、入済	折した者について入所日よ
初期加算(Ⅱ)	30円/日	り30日間に限り加 入所日より30日間		算定している場合は算定し	ない)
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	258 円 / 目			合であって、かつ、原則と 具等の情報を厚生労働省に摂	
立	250 🗇 / 🗇	リテーション計画	を見直していること。		正山し、必要に応じてりへこ
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)	240 円 / 回	(生活機能の改善を		「リを行った場合 練・日常生活活動の訓練等	を組み合わせたプログラム
		を実施致します。		で当該入所者等の病歴等の作	青報を共有する会議を定期的
		に開催しているこ	٤.		すれと八 月 する 公成 と 足別に す応を行う体制を常時確保し
協力医療機関連携加算	100 円 / 月	ていること。			
		③入所者等の病状 て受け入れる体制	が急変した場合等において、 を確保していること。	合において、診療を行う体制 入院を要すると認められた	- 入所者等の入院を原則とし
安全対策体制加算	20円/回	外部の研修を受け		内に安全対策部門を設置し、	組織的に安全対策を実施す
療養食加算	6円/回			. 成及こして昇足/ 場合(1日につき3回を限度)	
外泊時費用負担金	362 円 / 日		を認めた場合(月6日を限度		
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	480 円 / 日	行った場合(1月に	- 1 回連続10日を限度として	(算定)	と薬・検査・注射・処置等を
		٤			行う体制を確保しているこ
高齢者施設等感染対策向上加算(I)	10 円 / 月	に、感染症の発生	時等に協力医療機関等と連携	-般的な感染症の発生時等の 携し適切に対応していること	
		域の医師会が定期	的に行う院内感染対策に関	する研修又は訓練に1年に1[
新興感染症等施設療養費	240円 / 日	療機関を確保し、	当該感染症に感染した入所さ	者等に対し、適切な感染対5	診療、入院調整等を行う医 後を行った上で、該当する介
入所前後訪問指導加算(I)	450円/回		た場合(1月に1回連続する! 問してサービス計画を策定		
入所前後訪问指導加算(I) 入所前後訪問指導加算(II)	480円/回			レル物ロ の生活にかかる支援計画を気	 6定した場合
退所時情報提供加算(Ⅰ)	500円/回	居宅へ退所後の主	治医に対して、診療情報心	身の状況、生活歴等を提供し	た場合
退所時情報提供加算(Ⅱ)	250円/回		、診療情報心身の状況、生活の表別の主なはる。	舌歴等を提供した場合 内に、入所者が退所後に利	用 t
		支援事業者と連携	し、当該入所者の同意を得す	内に、八所有か返所後に利 て、退所後の居宅サービス等 の居宅において居宅サービ	等の利用方針を定めること
入退所前連携加算(I)	600円/回	て、入所者の退所	に先立って入所者が利用をネ	希望する指定居宅介護支援 えて入所者に係る居宅サービ	業者に対して、入所者の同
					- ハチに必要な情報を提供 ごス等の利用に関する調整を
入退所前連携加算(Ⅱ)	400円/回	入退所前連携加算	(Ⅰ)の算定要件の、上記		
退所時栄養情報連携加算	70円/回			S要とする入所者又は低栄養 寮機関に対して栄養管理のf	
再入所時栄養連携加算	200円/回		・腎臓病食などの療養食)等を ・「焼・労養性能・口肺機能	:必要とする者 認知症の状況その他の入所	**の心息の壮辺笠に依え昔
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40 円 / 月	本的な情報(科学出していること	でに、不受い恋、口腔域能、 的介護促進加算(Ⅱ)では、	加えて疾病の状況や服薬性	青報等)を、厚生労働省に扱
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	60円/月	②必要に応じて計	画を見直すなど、サービス打 するために必要な情報を活り	是供に当たって、①に規定す BL ていること	トる情報その他サービスを通
	33 円 / 月	医師、理学療法士	、作業療法士等が共同し、「	リハビリテーション実施計画	画を入所者又はそのご家族等
	00 1 /) 1	①人所者ことに得	にリハビリテーションの質? 贈の発生と関連のあるサス	フについて 施設人所時に評価	まなとともに、少なくとも
		等を活用している	こと	主労働省に提出し、褥瘡管理	
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3円/月	士、介護職員、介	、褥瘡が発生するリスクがる 護支援専門員その他の職種の	あるとされた入所者ごとに、 の者が共同して、褥瘡管理に	医帥、看護帥、管埋栄養 -関する褥瘡ケア計画を作成
			褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理 期的に記録していること	里を実施するとともに、その)管理の内容や入所者等ごと
		④1の評価に基づ	き少なくとも3月に1回、	入所者等ごとに褥瘡ケア計画 ている施設等において、施	
縟瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13 円 / 月	瘡が発生するリス	加昇(1)の昇足安円を凋たで クがあるとされた入所者に	ついて、褥瘡の発生のない。	こと と
		看護師が施設入所	時に評価するとともに、少2	なくとも6月に1回、評価3	て、医師又は医師と連携した を行い、その評価結果等を厚
排せつ支援加算(Ⅰ)	10 円 / 月	(2)①の評価の結果	、適切な対応を行うことに。	该情報等を活用していること より、要介護状態の軽減が見	見込まれる者について、医
		援計画を作成し、	支援を継続して実施している	ること	分析し、それに基づいた支
		③①の評価に基づ	き、少なくとも3月に1回、	入所者ごとに支援計画を見	∄直していること ∵応を行うことにより、要介
排せつ支援加算(Ⅱ)	15 円 / 月	護状態の軽減が見	込まれる者について.		心を11 りことにより、安川こともに、いずれにも悪化か
, = × 1000 pr		ない			応を行うことにより、要介
		護状態の軽減が見	込まれる者について、		
排せつ支援加算(Ⅲ)	20 円 / 月	ない		少なくとも一方が改善すると 	こともに、いずれにも悪化か
		①医師が入所者ご	<u>用ありから使用なしに改善</u> とに、自立支援のために特!	こ必要な医学的評価を入所的	- 特に行うとともに、少なくと
白立支操促准加管	200 ⊞ / □	も6月に1回、医学 ②医学的評価の結	的評価の見直しを行い、自 果、特に自立支援のための?	立支援に係る支援計画の策? 対応が必要であると判断され	定等に参加していること ιた入所者ごとに、多職種♯
自立支援促進加算	300円/月	同で自立支援に係 ③医学的評価に基	る支援計画を策定し、支援 づき、少なくとも3月に1回	計画に従ったケアを実施して 、入所者ごとに支援計画を!	こいること 見直していること
	70 E / E	④医学的評価の結	果等を厚生労働省に提出し、	自立支援の促進等に必要な	は情報を活用していること
ターミナルケア加算(死亡日45日前~31日前)	72円/日 160円/日			朝医療・終末期看護)が行れ ・ケアの決定プロセスに関す	
	910 円 / 日	に沿った取組を行	うこと	思を尊重した医療・ケアのフ	
" (死亡日30日前~4日前) " (死亡前々日、前日)		3 E E			
// (死亡前々日、前日)	1,900 円 / 日				
" (死亡前々日、前日) " (死亡日) 保険適用外の	利用料 (希望さ		額自己負担となりま		
" (死亡前々日、前日) " (死亡日) 保険適用外のオケア・サポートセット	<mark>利用料 (希望さ</mark> 業者契約	入所に必要となる	る衣類・タオル類・日用品を		ご利用いただけるサービ
" (死亡前々日、前日) " (死亡日) 保険適用外の	利用料 (希望さ	入所に必要となる 1器具につき1日	る衣類・タオル類・日用品を	日額定額制のレンタルで	ご利用いただけるサービ

好日苑 料金表 (2人部屋 1割負担) R6. 4. 1 改定 ※ 第1~3段階の軽減措置を受ける為には、市役所の認定書が必要です。 1日サービス費 第 1 段階 第 2 段階 第 3 段階① 第 3 段階② 第4段階 介護度 793円 要介護1 79.686円 93.946円 102.006円 124.016円 140.136円 843円 要介護2 81.341円 95.601円 103.661円 125.671円 141.791円 908円 要介護3 83.493円 97,753円 105,813円 127.823円 143,943円 961円 85,248円 99,508円 107,568円 129,578円 145,698円 要介護4 1.012円 86,937円 101,197円 109,257円 131,267円 147,387円 要介護5 1か月31日の場合で計算(対象者の方・必要時の各加算 + 保険適用外の利 用料は含まず) 390円 食費 (1日) 300円 650円 1,360円 1,650円 370円 370円 600円 ❷ 居住費 (1日) 370円 ● 特別な室料 1,320円 (1日) サービス提供体制強化加算(I) 22円 (2) (1日) ③ 夜勤職員配置加算 24円 (1日) 在宅復帰·在宅療養支援機能加算(1日) 51円 (①234 × 入所日数) + ⑤ 介護職員処遇改善加算(I) 対象者の方・必要時の各加算 (①②③④ × 入所日数) + ⑥ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 対象者の方・必要時の各加算 $\times 21\%$ ⑦ 介護職員等ベースアップ等支援加 (①234 × 入所日数) + 対象者の方・必要時の各加算 $\times 0.8\%$ 対象者の方・必要時の各加算 ★ W プロルチ 急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し、入所した者について入所日より 30日間に限り加算 入所日より30日間に限り加算(初期加算(I)を算定している場合は算定しない) 初期加算(I) 60円/日 初期加算(Ⅱ) 30円/日 入所後3月以内に集中的にリハビリを行った場合であって、かつ、原則として入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行うとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直していること。 短期集中リハビリテーション実施加算 (I) 258 円 / 日 認知症の方に入所後8月以内に集中的にリハビリを行った場合 (生活機能の改善を目的として行い、記憶の訓練・日常生活活動の訓練等を組み合わせたプログラムを 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I) 240円/回 協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的 に開催していること。 ①入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保し 協力医療機関連携加算 100円/月 外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること(入所時に1回を限度として算定) 安全対策体制加算 20円/回 6円/回 362円/日 療養食加算 糖尿病食や腎臓病食などの療養食を提供した場合(1日につき3回を限度) 外泊時費用負担金 居宅における外泊を認めた場合(月6日を限度として算定) 肺炎・尿路感染症・帯状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の増悪について、投薬・検査・注射・処置等を 行った場合(1月に1回連続10日を限度として算定) 所定疾患施設療養費(Ⅱ) 480 円 / 日 ①医療機関(協定締結医療機関)との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること ②協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるととも に、感染症の発生時等に因力医療機関等と連携し速切り対応していること (3)診療器側における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地 域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。 高齢者施設等感染対策向上加算(I) 10円/月 入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医 療機関を確保し、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介 護サービスを行った場合(1月に1回連続する5日を限度として算定) 新興感染症等施設療養費 240円 / 日 入所前後訪問指導加算(I) 450円/回 入所前に居宅を訪問してサービス計画を策定した場合 480 円 / 回 500 円 / 回 入所前後訪問指導加算(Ⅱ) 生活機能の具体的な改善目標を定め、退所後の生活にかかる支援計画を策定した場合 退所時情報提供加算(I) 居宅へ退所後の主治医に対して、診療情報心身の状況、生活歴等を提供した場合 退所時情報提供加算(Ⅱ) 250円/回 医療機関へ退所後、診療情報心身の状況、生活歴等を提供した場合 医療機関へ延別後、診療情報の多の状态、生命症率を定映した場合。 ①入所予定日前30日以内末とは入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する指定居宅介護支援事業者と連携し、当該入所者の同意を得て、退所後の居宅ナービス等の利用方針を定めること ②入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス等を利用する場合において、入所者の退所に充立って入所者が利用を報望する指定居宅介護支援事業者に対して、入所者の 意を得て、入所者の診療状況を示す文書を添えて入所者に係る居宅サービス等に必要な情報を提供 し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して、退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を 行うこと 入退所前連携加算(I) 600円/回 入退所前連携加算(Ⅱ) 400円/回 入退所前連携加算(I)の算定要件の、上記②を満たすこと 特別食(糖尿病食や腎臓病食などの療養食)を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した 退所時栄養情報連携加算 70円/回 再入所時栄養連携加質 200円/回 特別食(糖尿病食や腎臓病食などの春養食)等を必要とする者 ①利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報(科学的介護促進加算(II)では、加えて疾病の状況や服薬情報等)を、厚生労働省に提 科学的介護推進体制加算(I) 40 円 / 月 出していること ②必要に応じて計画を見直すなど、サービス提供に当たって、①に規定する情報その他サービスを適 切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) 60円/月 医師、理学療法士、作業療法士等が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者又はそのご家族等 に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理していること リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ) 33円/月 ①入所者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて施設入所時に評価するとともに、少なくとも3月に1回評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用して いること (2010) (2011) (2 褥瘡マネジメント加算(I) 3円/月 褥瘡マネジメント加算(I)の算定要件を満たしている施設等において、施設入所時の評価の結果、褥瘡 が発生するリスクがあるとされた入所者について、褥瘡の発生のないこと 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ) 13円/月 か発生するリスクかあるとされた人所者について、帰掘の発生のないこと
①排せつに介護を要する入所者ごとに要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した
者護師が施設入所時に評価するとともに、少なくとも6月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚 生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること
②①の評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の経滅が見込まれる者について、医 筋、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を失し、支援を経験して実施していること
③①の評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること 排せつ支援加算(1)の算戸要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護 状態の軽減が見込まれる者について、 ①施設入所時と比較して排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化が ない 排せつ支援加算(I) 10円/月 排せつ支援加算(Ⅱ) 15円/月 。 <u>◇フはおむつ使用ありから使用なしに改善していること</u> 排せつ支援加算(1)の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護 状態の軽減が見込まれる者について、 ①施設入所時と比較して排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化が 排せつ支援加算(Ⅱ) 20 円 / 月 ない ②かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること (2007) 、860 7度内の9か75度内はもに収音していること ()医筋が入内者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくと も6月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画の策定等に参加していること ②医学的評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であると判断された入所者ごとに、多職種共 同で自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施していること ③医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、自立支援の促進等に必要な情報を活用していること ④医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、自立支援の促進等に必要な情報を活用していること 白立支援促准加算 300円/月 72円/日 ターミナルケア加算(死亡日45日前~31日前) ご家族の同意を得て、ターミナルケア(終末期医療・終末期看護)が行われた場合 (追加要件) 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容 (死亡日30日前~4日前) 160 円 / 日 910円/日 (死亡前々日、前日) 1,900 円 / 日

保険適用外の	利用料 (希望さ	れる方のみ : 全額自己負担となります。)
ケア・サポートセット	業者契約	入所に必要となる衣類·タオル類·日用品を日額定額制のレンタルでご利用いただけるサービス
電気器具使用電気代	55円/日	1器具につき1日55円 (税込)
理美容代	実費	カット 2,520円・カットとカラー 6,700円 他
インフルエンザ予防接種・肺炎球菌予防接種代	実費	各市町により異なります。
and a second of the late of th		

(死亡日)

介護度	① 1日サービス費	第 1 段階	第2段階	第1~3段階の軽減打 第 3 段階①	#置を受ける為には、市役 第3段階②	第 4 段階
計		119,640円	122.430円	155,910円	177.920円	198,008円
	763円		, , , ,		, , , ,	
於 2	``	121,163円	123,953円	157,433円	179,443円	199,531円
介護3	828円	123,314円	126,104円	159,584円	181,594円	201,682円
介護4	883円	125,136円	127,926円	161,406円	183,416円	203,504円
介護5	932円	126,758円	129,548円	163,028円	185,038円	205,126円
					コ算 + 保険適用外の利	
8 食		300円	390円	650円	1,360円	1,650円
9 居住		490円	490円	1,310円	1,310円	1,668円
	川な室料 (1日)			2,200円		
	-ビス提供体制強化加算(I) (1日)			22円		
	加職員配置加算 (1日)			24円		
	記復帰・在宅療養支援機能加算(1日)			51円		1 000/
	隻職員処遇改善加算(I)		× 入所日数) +		必要時の各加算) × 3.9%
	護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 護職員等ベースアップ等支援加	{ (①234) { (①234)			必要時の各加算 必要時の各加算	} × 2.1%
قة ال	を収員すべーベアグラザ文版加				必安府の日加弄	} × 0.8%
刃期加算 ((I)	対象者の 60円/日	方・必要時の各加算 急性期医療を担う	┗ 医療機関の一般病棟への∂	、院後30日以内に退院し、入所	「した者について入所日。
刃朔加弇(30日間	/- 限 / I hn 管/加 期 hn 管/ I) オ	を算定している場合は算定しな	817)
		30円/日	入所後3月以内に集	具中的にリハビリを行った:	場合であって、かつ、原則と	して入所時及び1月に1回
短期集中リ	ハビリテーション実施加算(Ⅰ)	258 円 / 日	上ADL等の評価を行	テうとともに、その評価結 を見直していること。	果等の情報を厚生労働省に提	出し、必要に応じてリハ
T &p 1 - 11	# + II I	040 - 1-	認知症の方に入所	後3月以内に集中的にリハ		
8.知症短期	集中リハビリテーション実施加算(【)	240円/回	(生活機能の改善を 実施致します。)	目的として行い、記憶の記	訓練・日常生活活動の訓練等を	E組み合わせたプログラ」
			協力医療機関との		身て当該入所者等の病歴等の情	報を共有する会議を定期
.		100 = / =			、医師又は看護職員が相談対	応を行う体制を常時確例
協力医療機	関連携加算	100円/月	ていること。 ②高齢者施設等か	らの診療の求めがあった場	場合において、診療を行う体制	を常時確保していること
			③入所者等の病状:	が急変した場合等において を確保していること。	、入院を要すると認められた	入所者等の入院を原則と
安全対策体	制加算	20円/回	外部の研修を受け	た担当者が配置され、施設	と内に安全対策部門を設置し、	組織的に安全対策を実施
療養食加算		6円/回		ていること(入所時に1回 食などの療養食を提供した	を限度として算定) :場合(1日につき3回を限度)	
京委及加昇 外泊時費用		362円/日		を認めた場合(月6日を限		
	記療養費(Ⅱ)	480円/日	肺炎·尿路感染症	· 帯状疱疹・蜂窩織炎・慢	慢性心不全の増悪について、投	薬・検査・注射・処置等
7 12 12 18 18	30次接負(11)	400 [] / Ц		- 1回連続10日を限度とし		
	Martin Martin		②協力医療機関等	との間で新興感染症以外の	興感染症の発生時等の対応を ロ一般的な感染症の発生時等の	対応を取り決めるととも
高齢者施設	等感染対策向上加算(I)	10円/月	③診療報酬におけ、	る感染対策向上加算又はタ	単携し適切に対応していること ト来感染対策向上加算に係る届	出を行った医療機関又は
			域の医師会が定期的	的に行う院内感染対策に関	関する研修又は訓練に1年に1回	1以上参加していること。
新興感染症	等施設療養費	240円 / 日	入所者等が別に厚 療機関を確保し、	生労働大臣が定める感染症 当該感染症に感染した入所	Eに感染した場合に相談対応、 f者等に対し、適切な感染対策	診療、入院調整等を行う [を行った上で、該当する
7 = 2 + 20 = 1		1.57	護サービスを行っ	た場合(1月に1回連続する	5日を限度として算定)	
	5問指導加算(Ⅰ) - 開始第10第(Ⅱ)	450円/回		問してサービス計画を策定 なた業品標本のは、温気が		·
	i問指導加算(Ⅱ) B提供加算(Ⅰ)	480円/回			後の生活にかかる支援計画を策 ◇身の状況、生活歴等を提供し	
	提供加算(Ⅱ)	500円/回		ったに対して、診療情報に 、診療情報心身の状況、生		た物口
区川时间刊	(连供加昇(Ⅱ)	250日/国	①入所予定日前30	日以内または入所後30日	以内に、入所者が退所後に利用	用を希望する指定居宅介記
			援事業者と連携し、	. 当該入所者の同意を得て	、退所後の居宅サービス等の その居宅において居宅サービ	利用方針を定めること
入退所前連	選携加算 (I)	600円/回	て、入所者の退所!	に先立って入所者が利用を	- 希望する指定居宅介護支援事	業者に対して、入所者σ
			し、かつ、当該指導	の診療状況を示り又音を3 定居宅介護支援事業者と道	えて入所者に係る居宅サービ 連携して、退所後の居宅サービ	人寺に必要な情報を提り 、ス等の利用に関する調査
入退所前連	連携加算(Ⅱ)	400円/回	行うこと 入退所前連携加算	(I)の算定要件の、上記	②を満たすこと	
退所時栄養	情報連携加算	70円/回	特別食(糖尿病食や 場合	腎臓病食などの療養食)を	必要とする入所者又は低栄養	状態にあると医師が判断
再入所時栄	養連携加算	200円/回	特別食(糖尿病食や	腎臓病食などの療養食)等		
斗学的介護	推進体制加算(I)	40 円 / 月			、認知症の状況その他の入所 は、加えて疾病の状況や服薬情	
			出していること		、加えて疾病の仏沈や服業情 に提供に当たって、①に規定す	
4字的介護	推進体制加算(Ⅱ) ————————————————————————————————————	60円/月	切かつ有効に提供	するために必要な情報を活	肝していること	
 リハビリテー	・ションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	33 円 / 月		. 作業療法士等が共同し、 にリハビリテーションの質	リハビリテーション実施計画 すを管理していること	を入所者又はそのご家族
			①入所者ごとに褥	鷹の発生と関連のあるリス	くった。 くクについて施設入所時に評価 『生労働省に提出し、褥瘡管理	
			等を活用している	こと		
唇瘡マネジ	メント加算(Ⅰ)	3 円 / 月	士、介護職員、介護	、1号廻い完生するリスクか 護支援専門員その他の職種	ヾあるとされた入所者ごとに、 ₤の者が共同して、褥瘡管理に	四師、有護師、管理栄養 関する褥瘡ケア計画を作
					理を実施するとともに、その	管理の内容や入所者等こ
			の状態について定	期的に記録していること	入所者等ごとに褥瘡ケア計画	
	メント加算(Ⅱ)	13 円 / 月	褥瘡マネジメント	加算(I)の算定要件を満た	している施設等において、施 いて、褥瘡の発生のないこと	設入所時の評価の結果、
					がて、梅痘の発生のないこと	
			看護師が施設入所	持に評価するとともに、少	を状態の程減の光込みについて かなくとも6月に1回、評価を á該情報等を活用していること	行い、その評価結果等を
非せつ支援	加算(I)	10 円 / 月	②①の評価の結果、	、適切な対応を行うことに	-より、要介護状態の軽減が見	込まれる者について、図
			援計画を作成し、3	支援を継続して実施してい	排せつに介護を要する原因を	
			③①の評価に基づ	き、少なくとも3月に1回	1、入所者ごとに支援計画を見	
##~+#	thn 笛 (II)	15 8 / 5	状態の軽減が見込:	まれる者について、	る施設等において、適切な対	
がぜ フ文勝	₹加算(Ⅱ)	15 円 / 月	ない)少なくとも一方が改善すると	ともに、いずれにも悪化
			排せつ支援加算(Ⅰ	<u>ありから使用なしに改善し</u>)の算定要件を満たしてい	ノていること る施設等において、適切な対	応を行うことにより、要
非せつ支援	· 上面算(Ⅲ)	20円/月	状態の軽減が見込: ①施設入所時と比	まれる者について、)少なくとも一方が改善すると	
~ 10		(3/ /3	ない	用ありから使用なしに改善		
			①医師が入所者ご	とに、自立支援のために特	また必要な医学的評価を入所時	
カナギを	准加質	300 m / m	②医学的評価の結!	果、特に自立支援のための	自立支援に係る支援計画の策定)対応が必要であると判断され	た入所者ごとに、多職租
自立支援促	. .	300円/月	同で自立支援に係	る支援計画を策定し、支援	計画に従ったケアを実施して 団、入所者ごとに支援計画を見	いること
			④医学的評価の結	果等を厚生労働省に提出し	3、八所有ことに文援計画を兄 2、自立支援の促進等に必要な	情報を活用していること
ターミナル	ケア加算(死亡日45日前~31日前)	72円/日	ご家族の同意を得	て、ターミナルケア(終末	期医療・終末期看護)が行わ	れた場合
//	(死亡日30日前~4日前)	160円/日	(追加要件) 「人 に沿った取組を行	生の最終段階における医療 うこと	・ケアの決定プロセスに関す	るガイドライン」等の内
"	(死亡前々日、前日)	910円/日	施設サービス計画の	の作成にあたり、本人の意	は思を尊重した医療・ケアの方	針決定に対する支援に努
//	(死亡日)	1,900 円 / 日				
	保険適用外の ニートセット			<u>額自己負担となりま</u> 5.衣類:タオル類:日用品	<mark>Eす。)</mark> を日額定額制のレンタルで	ご利用いただける艹
77.44	1 ピンド	業者契約			こ口頭に鉄町のレンダルで	ニャッカいただけるザー
ア・サポ	田雷気代	「 55 田 / ロ				
電気器具使	用電気代	55円/日 実費	1器具につき1日 カット 2,520円		,700円 他	
■気器具使 ■美容代	正用電気代 ニンザ予防接種・肺炎球菌予防接種代	55 円 / 日 実費 実費	*****	ヨ・カットとカラー 6	,700円 他	

好日苑 料金表 (短期入所・4人部屋 1割負担)

R6. 4. 1 改定

※ 第1~3段階の軽減措置を受ける為には、市役所の認定書が必要です。

				軽減措直を受ける為には、巾役所の認定書が必要です。			
介護度	① 1日サービス費	第1段階	第2段階	第3段階①	第 3 段階②	第4段階	
要支援1	613円	1,059円	1,729円	2,129円	2,429円	3,009円	
要支援2	774円	1,230円	1,900円	2,300円	2,600円	3,180円	
要介護1	830円	1,289円	1,959円	2,359円	2,659円	3,239円	
要介護2	880円	1,344円	2,014円	2,414円	2,714円	3,294円	
要介護3	944円	1,412円	2,082円	2,482円	2,782円	3,362円	
要介護4	997円	1,469円	2,139円	2,539円	2,839円	3,419円	
要介護5	1,052円	1,527円	2,197円	2,597円	2,897円	3,477円	
		※ 1日として計	算(対象者の方・	・必要時の各加算 -	ト 保険適用外の利用	用料は含まず)	
8 食費	(1日)	300円	600円	1,000円	1,300円	1,650円	
9 居住	費 (1日)	_	370円	370円	370円	600円	
② サー	ビス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日)				22円		
③ 夜勤	職員配置加算 (1日)		24円				
④ 在宅	復帰・在宅療養支援機能加算 (1日)		51円				
⑤ 介護職員処遇改善加算 (I)		{ (①234	× 入所日数) +	対象者の方・必	夢時の各加算	} × 3.9%	
⑥ 介護	職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	{ (①234	× 入所日数) +	対象者の方・必	※要時の各加算	} × 2.1%	
⑦ 介護	職員等ベースアップ等支援加算	{ (①234	× 入所日数) +	対象者の方・必	※要時の各加算	} × 0.8%	

	対象者の方・	・必要時の各加算
重度療養管理加算	120 円/日	要介護度4または5であって、所定の状態にある方に対し て、医学的管理のもと、短期入所療養介護を行った場合
緊急短期入所受入加算	90 円/日	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定 短期入所療養介護を緊急に行った場合 ※利用開始した日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話 を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日)を限 度
送迎加算	184 円/日	居宅と事業所間の送迎を行った場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 円/日	認知症の症状が悪化し、在宅での対応が困難になった場合 の受け入れ及び在宅復帰を目指したケアを行った場合
個別リハビリテーション実施加算	240 円/回	個別にリハビリを20分以上行った場合
療養食加算	8 円/回	糖尿病食や腎臓病食などの療養食を提供した場合 (1日に3回を限度)
緊急時治療管理加算	518 円/回	緊急的な治療管理を行った場合(1月に1回3日を限度)
口腔連携強化加算	50円/回	口腔の健康水悲の計価を美施した場合において、利用者の问息を持て、圏科医療機関及び、介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に(月に1回を限度)

保険適用外の利用料	(希望される	方のみ : 全額自己負担となります。)
電気器具使用電気代	55 円/日	1器具につき1日55円 (税込)
理美容代	実費	カット 2,520円・カットとカラー 6,700円 他
電話代	実費	
インフルエンザ予防接種・肺炎球菌予防接種代	実費	各市町により異なります。

利用料計算式

好日苑 料金表 (短期入所·2人部屋 1割負担)

R6 4 1 改定

※ 第1~3段階の軽減措置を受ける為には、市役所の認定書が必要です。

※ 第1~3技階の軽減指揮を受ける為には、市技所の認定者が必						と音が必安 こり。		
介護度	① 1日サービス費	第1段階	第2段階	第3段階①	第 3 段階②	第 4 段階		
要支援1	613円	2,379円	3,049円	3,449円	3,749円	4,329円		
要支援2	774円	2,550円	3,220円	3,620円	3,920円	4,500円		
要介護1	830円	2,609円	3,279円	3,679円	3,979円	4,559円		
要介護2	880円	2,664円	3,334円	3,734円	4,034円	4,614円		
要介護3	944円	2,732円	3,402円	3,802円	4,102円	4,682円		
要介護4	997円	2,789円	3,459円	3,859円	4,159円	4,739円		
要介護5	1,052円	2,847円	3,517円	3,917円	4,217円	4,797円		
			※ 1日として計算(対象者の方・必要時の各加算+保険適用外の利用料は含まず)					
8 食費	(1日)	300円	600円	1,000円	1,300円	1,650円		
9 居住	[1日]	_	370円	370円	370円	600円		
⑩ 特別	」な室料 (1日)	'		1,320 円				
② サー	- ビス提供体制強化加算 (I) (1日)			22円				
③ 夜勤	職員配置加算 (1日)	24円						
④ 在宅	後傷・在宅療養支援機能加算 (1日)			51円				
⑤介護	⑤ 介護職員処遇改善加算(I)		× 入所日数) +	対象者の方・必	必要時の各加算	} × 3.9%		
⑥ 介護	i職員等特定処遇改善加算(I)	{ (1234	× 入所日数) +	対象者の方・必	必要時の各加算	} × 2.1%		
⑦ 介護	職員等ベースアップ等支援加算	{ (1234	× 入所日数) +	対象者の方・必	必要時の各加算	} × 0.8%		

	対象者の方	・必要時の各加算
重度療養管理加算	120 円/日	要介護度4または5であって、所定の状態にある方に対して、医学的管理のもと、短期入所療養介護を行った場合
緊急短期入所受入加算	90 円/日	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合 ※利用開始した日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日)を限度
送迎加算	184 円/日	居宅と事業所間の送迎を行った場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 円/日	認知症の症状が悪化し、在宅での対応が困難になった場合 の受け入れ及び在宅復帰を目指したケアを行った場合
個別リハビリテーション実施加算	240 円/回	個別にリハビリを20分以上行った場合
療養食加算	8 円/回	糖尿病食や腎臓病食などの療養食を提供した場合 (1日に3回を限度)
緊急時治療管理加算	518 円/回	緊急的な治療管理を行った場合(1月に1回3日を限度)
口腔連携強化加算	50円/回	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関 及び、介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に(月に1回を限 度)

保険適用外の利用料	(希望される	方のみ : 全額自己負担となります。)
電気器具使用電気代	55 円/日	1器具につき1日55円 (税込)
理美容代	実費	カット 2,520円・カットとカラー 6,700円 他
電話代	実費	
インフルエンザ予防接種・肺炎球菌予防接種代	実費	各市町により異なります。

T .1		Alist	= 1	KK	18
- 	ж	平(1)	\equiv	- 18	\equiv
	$\overline{}$	\mathcal{A}	- E I		LA.

好日苑 料金表 (短期入所·個室 1割負担)

R6. 4. 1 改定 ※ 第1~3段階の軽減措置を受ける為には、市役所の認定書が必要です。

		<u> </u>	第1~3段階の軽流	咸措置を受ける為	には、市役所の認定	定書が必要です。
介護度	① 1日サービス費	第1段階	第 2 段階	第3段階①	第 3 段階②	第4段階
要支援1	579円	3,711円	4,011円	5,231円	5,531円	6,211円
要支援2	726円	3,869円	4,169円	5,389円	5,689円	6,369円
要介護1	753円	3,898円	4,198円	5,418円	5,718円	6,398円
要介護2	801円	3,949円	4,249円	5,469円	5,769円	6,449円
要介護3	864円	4,016円	4,316円	5,536円	5,836円	6,516円
要介護4	918円	4,074円	4,374円	5,594円	5,894円	6,574円
要介護5	971円	4,131円	4,431円	5,651円	5,951円	6,631円
>		※ 1日として計	算(対象者の方	・必要時の各加算 -	- - ト 保険適用外の利用	 用料は含まず)
8 食費	⑧ 食費 (1日) 300円		600円	1,000円	1,300円	1,650円
9 居住	(1日)	490円	490円	1,310円	1,310円	1,640円
⑩ 特別	な室料 (1日)			2,200 円		
② サー	- ビス提供体制強化加算(I) (1日)			22円		
③ 夜勤	職員配置加算 (1日)	24円				
④ 在宅	復帰・在宅療養支援機能加算 (1日)	51円				
⑤ 介護	5 介護職員処遇改善加算(I) (①234		× 入所日数) +	対象者の方・』	必要時の各加算	} × 3.9%
⑥ 介護	職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	{ (①234	× 入所日数) +	対象者の方・』	必要時の各加算	} × 2.1%
⑦ 介護	職員等ベースアップ等支援加算	{ (1234	× 入所日数) +	対象者の方・娘	必要時の各加算	} × 0.8%

	対象者の方	・必要時の各加算
重度療養管理加算	120 円/日	要介護度4または5であって、所定の状態にある方に対して、医学的管理のもと、短期入所療養介護を行った場合
緊急短期入所受入加算	90 円/日	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指 定短期入所療養介護を緊急に行った場合 ※利用開始した日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話 を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日)を限 度
送迎加算	184 円/日	居宅と事業所間の送迎を行った場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 円/日	認知症の症状が悪化し、在宅での対応が困難になった場合 の受け入れ及び在宅復帰を目指したケアを行った場合
個別リハビリテーション実施加算	240 円/回	個別にリハビリを20分以上行った場合
療養食加算	8 円/回	糖尿病食や腎臓病食などの療養食を提供した場合 (1日に3回を限度)
緊急時治療管理加算	518 円/回	緊急的な治療管理を行った場合(1月に1回3日を限度)
口腔連携強化加算	50円/回	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関 及び、介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に(月に1回を限 度)

保険適用外の利用料	(希望される方のみ : 全額自己負担となります。)	
電気器具使用電気代	55 円/日	1器具につき1日55円 (税込)
理美容代	実費	カット 2,520円・カットとカラー 6,700円 他
電話代	実費	
インフルエンザ予防接種・肺炎球菌予防接種代	実費	各市町により異なります。

利用料計算式